

三川町における「学校」と「地域」の連携・協働のイメージ



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)
 ポイント 「学校運営協議会」を設置している学校のことです。三川町内の各小中学校に設置します。

地域学校協働活動(地域と学校と共に行う活動)
 ポイント 地域と小中学校が目標を共有して行う「連携・協働」型の活動のことです。

コミュニティ・スクールの主な3つの機能
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

- ・校長が作成する**学校運営の基本方針を承認する。**
- ・**学校運営について**、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。
- ・**学校運営協議会設置規則に定める事項に従い、教職員の任用について**、教育委員会に**意見を述べる**ことができる。

協議・熟議の場
 学校運営協議会では、学校や地域の取組・活動について、以下の点を明確にして話し合います。

- 目的や目標は何か？
- どのように行うのか？効果的な手段は？
- 学校の「教育課程」とどう関連付けるのか？

活動・実行
 地域学校協働活動は、以下の点を大切にして活動を実行します。

- 学校と地域をどのようにつなぐか？
- 効果的な手段は？
- 幅広い住民や団体等の参画を得るための工夫は何か？

地域学校協働活動の内容例

〔協働活動〕

- ・学校の環境整備活動
- ・安全活動（登下校の見守り隊など）

〔学習支援〕

- ・学校の授業やクラブ活動等における「地域の先生」
- ・学校や放課後等における活動支援

〔体験活動〕

- ・学校開放事業
- ・スポーツ体験、社会体験、自然体験、職場体験活動、伝統文化伝承活動

学校運営協議会の委員について
 実質的、建設的で活発な議論を通じて、一定の方向性を決定できる構成員を選びます。

想定される委員(例)

- ・町内会長・PTA関係者や経験者・地域住民
- ・学識経験者・民生委員・保護者代表
- ・地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)
- ・当該学校長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律	社会教育法
<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会の設置は努力義務とする。 ・学校運営に必要な支援についても協議する。 ・学校運営協議会の委員に、地域学校協働活動推進員やその他対象学校の運営に資する活動を行う者を追加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備する。 ・「地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)」に関する規定を整備する。

地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)

熟議のテーマ(例)
 こんなことを話し合います！

防犯・防災 いじめ・不登校
 学力向上 キャリア教育
 地域課題 その他教育課題
 実態に応じて

